

## 外貨取扱サービス約款

### 第1条（約款の趣旨）

1.この約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様とGMOクリック証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の外貨取扱サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にし、お客様が当社の「オンライントレード取扱規程」に定められたオンライントレードサービスのうち、本サービスを利用される際の取り扱いを定めるための取り決めです。

### 第2条（法令等の遵守）

- 1.お客様は、本サービスを利用するにあたり、本約款の他、「金融商品取引法」、「外国為替及び外国貿易法」及びその他の法令諸規則、外国為替市場の慣習、当社が加入している金融商品取引業協会の諸規則等を遵守するものとします。
- 2.本約款に定めのない事項は、「オンライントレード取扱規程」その他当社規程又は取引ルールのほか、法令・諸規則、外国為替市場の慣習によるものとします。
- 3.本約款に定めてある他、当社は「金融商品取引法」及び関連法令諸規則の範囲内でのみお客様に対し義務が発生するものとします。

### 第3条（本サービスの内容）

本サービスは、当社サービス（オンライントレード取扱規程第2条に定めるものをいいます。）をご利用のお客様（以下、「お客様」といいます。）が当社の本サービス対応取引口座において、円貨と当社が別途定める外貨（以下、「当社指定外貨」といいます。）間の両替（以下、「両替」といいます。）を行うことができます。

### 第4条（リスクと自己責任の確認）

お客様は、本サービスの特徴、仕組み、および次に掲げる事項および本約款の内容を十分理解し、また承認したうえでお客様の判断と責任において本取引を行うものとします。

- (1) 日本円から当社指定外貨、当社指定外貨から日本円への両替の際に、為替差損益が発生する可能性があること。
- (2) 両替は市場取引ではなく店頭取引レートで両替を行うため、他社や取引所の取引価格や為替レートが当社のもとは異なる場合があること。
- (3) 当社の相手先銀行の破綻等による取引制限が生じるリスクがあること。
- (4) インターネット、コンピュータにおける固有のリスクがあること。
- (5) 通信機器の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること。

#### 第5条（本サービス対応取引口座）

本サービスは証券取引口座及び店頭外国為替証拠金取引口座（以下、「対応口座」といいます。）にてご利用いただけます。

#### 第6条（当社指定外貨）

- 1.本サービスが取り扱う外貨は当社が別途定めるものとします。
- 2.前項に係わらず、当社が取扱いを停止することが必要であると判断し、指定する外貨については、お取引できないものとします。

#### 第7条（外貨の利用用途）

お客様の当社における外貨資産の利用用途は、対応口座ごとに別途定めるものとします。

#### 第8条（利息）

お客様が当社に外貨を保持したとしても、利息その他の対価を付さないものとします。

#### 第9条（両替）

お客様は、会員ページより定められた方法により両替の注文を行うものとし、システム障害等が発生したときを含め、当社はそれ以外の方法による取引注文の受諾は行わないものとします。

#### 第10条（両替注文の際の指示）

- 1.お客様が当社との間で行う両替の注文の種類、数量、価格その他の注文の内容および注文の執行方法については、当社が別途定めるものとします。

#### 第11条（両替レート）

- 1.両替レートはインターバンク市場において取引されている当社の店頭外国為替証拠金取引における最新の取引レートを使用するものとします。
- 2.両替レートの表示は本サービスを通じて一定の間隔で更新するものとします。
- 3.前項の表示は当社もしくはお客様のコンピュータ、通信回線の事情等によりシステム的な制約を受ける場合がございます。
- 4.当社の店頭外国為替証拠金取引にて、市場の流動性が乏しい等の状況により、当社がインターバンク市場の最新の価格を参照できない場合などの理由において当社で取引レートを表示しない際は、お客様の両替注文を受け付けることができない場合があります。
5. 注文の種類によっては発注時の画面表示の両替レートと実際の両替レートとの間に価格差（これを「スリッページ」といいます。）が発生する場合があります。スリッページはお客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

#### 第 12 条（両替手数料）

1. 両替の手数料は別途定めるものとします。
2. 前項にかかわらず、当社はお客様の手数料を免除することができるものとします。

#### 第 13 条（両替の利用時間）

1. 両替の利用時間は、当社が別途定めるものとします。
2. 前項にかかわらず、前項に定める利用時間内であっても、通信回線およびシステム機器等の瑕疵または障害（以下、「システム障害」といいます。）等やむを得ない事由が発生した場合、予告なく両替を一時中断、または中止することができるものとします。

#### 第 14 条（両替上限）

両替が可能な金額の上限は、当社が別途定めるものとします。

#### 第 15 条（当社における強制両替）

お客様について次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社の任意の時期および方法により対応口座内におけるお客様の資産を外貨から円貨、もしくは円貨から外貨に両替できるものとします。

- (1) 円貨および外貨を合算した資産の額を問わず、通貨別の資産がマイナスとなった場合。
- (2) 円貨および外貨を合算した資産がマイナスとなった場合。
- (3) 支払いの停止または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) お客様の当社に対するあらゆる取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- (6) お客様の当社に対するあらゆる取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
- (8) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
- (9) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき。
- (10) お客様が死亡した場合。

#### 第 16 条（当社指定外貨の入出金）

1. 当社指定外貨の入金及び出金は、当社が別途定めるものとします。
2. 当社指定外貨以外の外貨での入金及び出金はできません。

#### 第 17 条（本サービスの利用禁止）

お客様が、法令等・諸規則、オンライントレード取扱規程、本約款の各定めに従った場合、お客様が本約款の内容について承認していただけない場合、その他やむを得ない事由が生じたものと当社が判断した場合は、当社は直ちにお客様に本サービスを禁止することができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失するものとします。

#### 第 18 条（その他の預り資産等の処分）

- 1.当社での取引の損金等により、当社口座の現金残高に不足金が生じた場合、お客様は直ちに当該不足金を入金するものとします。
- 2.前項の場合において、当社の請求にも関わらず不足金の差し入れがない場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、かつ法律上の手続によらないで、当然に、お客様の預託している当社指定外貨を日本円に両替し、またお客様のすべての取引の建玉、取引証拠金、および当社が占有しているお客様のその他の現金、有価証券、および動産を、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意で処分し、その取得金等から諸費用を差し引いた残金を、法定の順序にかかわらず当社の任意に債務の弁済に充当することができ、また、当該弁済を行った結果残債務がある場合は、直ちに弁済を行うものとします。

#### 第 19 条（債務不履行）

お客様が本約款に定める履行期日を過ぎても債務を履行しない場合は、当社が別途定める遅延損害金を申し受けることができるものとします。

#### 第 20 条（差引計算）

- 1.期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他の一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当社は相殺できるものとします。
- 2.前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当できるものとします。
- 3.前 2 項によって差引計算する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率および遅延損害金の率については第 33 条に定める率によるものとします。

#### 第 21 条（充当の指定）

債務の弁済または前条の差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当することができるものと

ます。

## 第 22 条（免責事項）

1. 次の各号に掲げる損害については、当社はその責めを負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合にはこの限りではありません。

(1) 天災地変、政変、ストライキ、外貨事情の急変、金融市場の閉鎖・混乱等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受、または預託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。

(2) 金融市場の閉鎖・混乱等の事由により、当社が取次ぎに応じ得ないことよって生じる損害。

(3) 国内の休日または当社の取扱時間外のために、お客様の注文に応じ得ないことにより生じる損害。

(4) 国内の休日、または当社の取扱時間外のために、本サービスに係る諸通知が遅延したことにより生じる損害。

(5) 電信、インターネット又は郵便の誤謬、遅延等により生じた損害。

(6) お客様が注文の確認を怠ったことにより生じた損害。

(7) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社がユーザーID・パスワード（以下、「ユーザーID等」といいます。）の一致を確認した上で、金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損害。

(8) お客様自身が入力したか否かを問わず、当社がユーザーID等の一致を確認した上で行われた本取引等により生じた損害。

(9) お客様のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピュータ・システム、ソフトウェアの故障、誤作動（当社の故意または重大な過失に起因するものを除く。）等、取引に係るコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、システムおよびオンラインの故障や誤作動により生じた損害。

(10) インターネット及びコンピュータにおける固有のリスクにより生じた損害。

2. 当社は、次の各号に定める事由により、注文が発注されない、または誤発注されることにより生じたお客様の損害について、当社は一切その責めを負わないものとします。

(1) 当社の故意または重過失によらない、通信回線およびシステム機器等の瑕疵または障害。

(2) 天災地変等やむを得ない事由による、通信回線およびシステム機器等の瑕疵または障害。

3. 前項各号にいう「通信回線およびシステム機器等」には、お客様、当社、および当社のカバー取引相手方のそれぞれを結ぶ通信回線のすべてを含むものとします。

## 第 23 条（本サービスの変更）

当社は、「オンライントレード取扱規程」第 41 条を準用して本サービスの内容を変更できるものとします。

2024 年 7 月 29 日  
GMOクリック証券株式会社